3) 手当·年金

制度名	内容	対象者	
①特別児童扶養手当 【問合せ先】 ・医療機関 ・小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいのある20歳 未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます ※ 障がい児が児童福祉施設に入所されている場合は支給の対象となりません 所得制限があります ・手当の額(令和7年4月~) 月額 1級重度(障がい児1人につき)56,800円 2級中度(障がい児1人につき)37,830円 ・支給月 年3回支給(4・8・11月)		
②障害基礎年金 【問合せ先】 ・小諸市役所 (市民課国保年金係) ・小諸年金事務所	国民年金に加入している方が、病気やケガのため 日常生活が著しく制限を受ける状態になったときに 支給されます ・受給年金額 (令和7年4月~) 1級 年額1,039,625円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は、1,036,625円 2級 年額831,700円 ※昭和31年4月1日以前に生まれた方は、829,3000円 18歳未満の子(障がいの状態にある場合は20歳 未満)がいる場合は、次の額が加算されます (令和7年4月~) 子2人まで1人につき 年額239,300円 子3人目から1人につき 年額79,800円	①障害の原因となった病気やケガの初診日が、次のいずれかの間にあること・国民年金加入期間・20歳前又は日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間②障害の状態が、障害認定日又は20歳に達したとき及び65歳前に障害等級表に定める1級又は2級に該当していること。③保険料の納付要件を満たしていること(20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要)	
③障害厚生年金	厚生年金の被保険者が障がい者になったときは、基 礎年金に障害厚生年金を上乗せして支給されます < 1 級 > 報酬比例の年金額×1.25 (+配偶者加給	①厚生年金の被保険者である間に、障害の原因となった病気やケガの初診日があること	
【問合せ先】 小諸年金事務所	年金額239,300円) <2級>報酬比例の年金額(+配偶者加給年金額239,300円) <3級>報酬比例の年金額(基礎年金なし) 最低保障額623,000円 ※昭和31年4月1日 以前に生まれた方は622,000円	②障害の状態が、障害認定 日に、障害等級表に定める 1級から3級のいずれかに 該当していること ③保険料の納付要件を満た していること	

制度名	内容	対象者
④障害手当金	報酬比例額の年金額×2	①厚生年金の被保険者で
(一時金)	(最低保障額1,247,600円)	ある間に、障害の原因と
	※昭和31年4月1日以前に生まれた方は	なった病気やケガの初診日 があること
	1, 244, 000 円	②障害の状態が次の条件す
		べてに該当していること
		・初診日から5年以内に治
		っていること(症状が固定)
		・治った日に障害厚生年金
【問合せ先】		を受け取ることができる 状態よりも軽いこと
小諸年金事務所		・障害等級表に定める障害
		の状態であること
		③保険料の納付要件を満た
		していること
⑤特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする2	下記の障がいが <u>重複す</u>
	0歳以上の在宅の重度障がい者に支給されます	<u>る者</u> 又は <u>それと同程度</u>
	※障がいのある方が障害者支援施設や養護老人	以上の者
	ホーム、特別養護老人ホーム等に入所されている場	・身体障がい1・2級の
	合や、病院又は診療所に継続して3ヵ月以上 入院	一部及び下肢3級の一
	している場合は、支給の対象となりません	部
		・知的障がい IQ20 以下
【問合せ先】	・手当の額	・重度の精神障がい
小諸市福祉事務所	(令和7年4月~)	
(小諸市福祉課)	月額 29,590円	※所得制限あり
	+WB #45 (0 5 0 115)	
	・支給月 年4回(2・5・8・11月)	
	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重	・身体障がい1・2級の
	度障がい児(20歳未満)に支給されます	一部
		・知的障がい IQ20 以下
	・手当の額	・重度の精神障がい
【問合せ先】	(令和7年4月~)	
小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)	月額 16,100円	※所得制限あり
(/1,时日111田北下14/		
	・支給月 年4回(2・5・8・11月)	

⑦長野県心身障害者 扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者(加入者)が 死亡又は重度障がいになったとき、その方が扶養し ていた障がいのある方に年金を支給する制度です

- •加入口数 心身障がい者1人につき、2口まで
- 年金支給額 1口 月額20,000円(年額24万円) 2口 月額40,000円 (年額48万円)
- 給付要件 加入者が死亡し、又は重度障がいになったとき

年金は障がいのある方に生涯にわたって支給されます

■ 掛金月額 (令和7年4月現在)

加入時の年度の4月1日時点の年齢	1口掛金月額
35歳未満	9,300円
35歳以上 40歳未満	11,400円
40歳以上 45歳未満	14,300円
45歳以上 50歳未満	17,300円
50歳以上 55歳未満	18,800円
55歳以上 60歳未満	20,700円
60歳以上 65歳未満	23,300円

■ 弔慰金(1口当たり)

1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいの あ る方が死亡したときは、加入期間に応じて、加入者に **用慰金が支給されます**

TOTAL STATE OF THE			
加入期間	金額		
1年以上 5年未満	50,000円		
5年以上 20年未満	125,000円		
20年以上	250,000円		

■ 脱退一時金(1口当たり)

5年以上加入した後脱退したときは、加入期間に 応じて、加入者に脱退一時金が支給されます

加入期間	金額	
5年以上 10年未満	75,000円	
10年以上 20年未満	125,000円	
20年以上	250,000円	

■ 掛金の免除

加入者が 65 歳以上かつ 20 年以上加入したときは、 その後の掛金が免除されます

■ 掛金の減免及び補助

加入者の所得状況により、掛金の減免(県)及び 補 助制度(市)があります

- 身体障がい者 $(1 \sim 3 \, \text{級})$
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者

上記の保護者で、長野県 内に住所を有し、特別の 疾病又は障がいのない 65 歳未満の者

【問合せ先】

- 長野県障がい者支援課
- · 小諸市福祉事務所 (小諸市福祉課)

制度名	内容	対象者
8児童扶養手当	父又は母に重度の障がいがあり、18歳年度末	父又は母が重度の障がい
	までの児童(障がいがある場合は20歳未満)を	(国民年金の障害等級1級
	監護している父、母又は養育者に支給します	程度)の状態にあり、18歳
		年度末までの児童(障がい
	・手当の額	がある場合は 20 歳未満) を
	(令和7年4月~)	監護・養育している者
	第一子本体額 月額46,690円	※父母の両方又はひとり親
【問合せ先】	第二子加算額 月額11,030円	が障害年金の子の加算分を
小諸市福祉事務所	(所得により一部又は全部の減額あり)	受給している場合は、一部
(小諸市		支給になる場合がありま
こども家庭支援課)	・支給月 年6回(5・7・9・11・1・3月)	す。
○ 千 庄 〉 白 陸 バッ ★		0.告以1.0.言告去进の時度
⑨重度心身障がい者	在宅の重度心身障がい者と同居し、6ヶ月以上介	3歳以上65歳未満の障害
介護慰労金	護している方の労をねぎらい、激励するため 介	児福祉手当・特別障害者手
(市単独事業)	護慰労金を支給する制度です	当に該当又はそれと同程度
	対象の方には12月頃に申請書を送付します	の障がいのある方と同居
	・支給額 年額50,000円	して、6ヶ月以上介護して
	· X和做 中做 3 0, 0 0 0 D	いる方
【問合せ先】		※市税の滞納がある場合は
小諸市福祉事務所		支給されません
(小諸市福祉課)		